

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について（光ケーブル引込線の取付に  
起因する物損事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次の  
とおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告す  
る。

令和5年3月2日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年2月12日

湯梨浜町長 宮脇 正道

光ケーブル引込線の取付に起因する物損事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上町の義務に属する事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解の相手方  
鳥取県湯梨浜町 個人
2. 和解の要旨  
町側の過失割合を10割とし、町は、物的損害に対する損害賠償金184,800円を支払うものとする。
3. 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日  
令和4年9月26日(月)
  - (2) 事故発生場所  
湯梨浜町大字田後地内
  - (3) 事故の状況  
相手方所有の建物に取り付けられていた光ケーブル引込線の留め具が外れたことにより、建物外壁の一部を破損させたもの。